

近畿一米作農村の家族構成

—滋賀縣愛知郡稻村大字薩摩部落調査—

中 村 治 兵 衛

序 説

- 一、調査部落の概況
- 二、明治初年より現在に至る迄農家戸口数の變化
- 三、農家の移動と變遷
- 四、社會構成の變化
- 五、家族構成

結 び

序 説

現在日本の農村は、大きくみて農地改革、インフレーション、供出制の三つのものがからみあつて、じり～と變革がおこなわれているのが特徴である。だから一口に農村の變革といつて、も、この三者のからみあい方なり、その作用する力の強弱度合によつてその内容がちがつてくるわけである。さらにこの三つのものゝもつ力なり作用する度合といふものは、その農村のもつ既成

の農村社會の構造（農業生產構造を含む）によつて規定されていふとみてよい。そこで現在の日本農村の社會構造とはどんなものだということが重大な課題となり、この問題が日本民主化の礎石としての農村民主化的進展という要請と結びついて、世にいろ封建論争が再びおこつた。そうして農村に現に存する、或は既存している近代以前的なもの乃至は封建的・半封建的なものが、いろいろと指摘されもし探索もされているのである。併し乍らこゝに一考を要するのは、封建論争といった形で農村の社會構造が問題として提起されただけに、歐米の近代的なものとの比較對照が前面におし出され、そうした封建的といはれるものが、何故現に存するのか、或は残存しているのか、それは近代資本主義的なものとどういう關係にあり、どういう關聯をもつていてか、もしくは結びついていたとすれば、その結びつき方はどうがつたのか、木に竹をついだようなものだつたのか、それとも古い形式を保存しつ

つ、その内容は、新しい時代に對應するような昔とはちがつた新しい機能を果しつゝあつたのではないか、またそうした新しい機能の遂行と共にその内容も表面は古い形式をとりながら徐々に變つて来たのではないか、等々の疑問に對して解説するところは少かつた。特にそうしたものと、農業地帯との關係なり、農業經營形態との結びつきないし關係なりについては、まだ殆ど研究が深められていないといつてよい。例えば水田單作地帯、畑作地帯、林業地帯をとつてみると、この三地帯においてイヘル封建性といふものは、同じような形と強さをもつてゐるのであるか、たゞ外見的には同じ形をとつても、その果してゐる機能においては相違があるのではないか。またそうした相違をとえて三者を通じる共通の特徴があるとすれば、それは何なのか、またそれは一つの類型にあつてはめうるものなのか、どうか、こうした精緻な考察はまだ發展していないのである。^(二)問題を更に具體的に理解するために、こゝに村落と家を一例としてとりあげてみる。

現在日本人の家ないし家族制度は競い批判の対象となつてゐる。

〔三〕農民の家族制度とその人々の營んでゐる農業生産との關係は

案外等附に附されているのである。社會學的にみた家族構成なり

家庭構造が、農業經營などいろいろないになつてゐるのか、

水田單作地帯と畑作地帯の農民家族とは果して同じなのであらうか、たゞ家族構成員の數が同一であるとしても、その家族的小農經營の中での農業員の果してゐる役割なり機能なりが、同一であるとは輕々に断じられないのではないか。例えば水田單作農

家において、農閑期に家族内の餘剰勞働力が季節的な出稼となつて家を離れてゆくことがある。これに反し種々の農作物を輪作している畑作農家においては、家族員の勞働力の使用が一年を通じて常に平均化され、家族員がずっと家に止つてゐる。この場合二つの農村家族の性格と構造とはかなりちがつてゐるのではないか。こうした具體的な例はいくつもあげることができるが、こいつた點において在來日本農村の家族制度の研究はかけていたとはいえるし、また今までの研究の焦點があまりにも特殊的なものにむけられ、過れた形なり發展段階の把握には役立つたのであらうが、これが一般的な農村家族との比較なり、全體においてしめる地位についての考察は乏しかつたし、社會關係現象の把握に急であり、この社會關係と表裏一體となつてゐる農業經營形態との相互聯關係係を抱えることは少かつた。以上のべたことは、家族を基本単位として構成されている村落の構造についてもいえるのである。いまでもなく畑作農家からでてきている水田地帯の村落の構造は、米の生産に伴う農業勞働を中心としており、その結合は水利、灌漑によつて強められてゐるのが多いのに對し、畑作地帯の農村はその基本単位である農家の農業經營が必らずしも同一作物の組合せをとると限らないので、各農家は孤立的な一經營単位となり易く、その結合の程度となるものも多種多様であり、結合の強さは今まで水田地帯の農村にくらべて弱かつたのではないか。

上に述べてきたところから、農村社會の構造をとらえるため

に、餘りに農業地帯なり農業經營との聯繫を重視し、家族も村落もその構造をば、農業生產の構造によつて一方的に規定されてしまうという見解をとつてゐるような印象をうけられたかも知れぬが、これは在來の研究かそらした聯繫をとらえることが少かつたから、この際今後の研究を發展させる一つの諸としてこれを強調したのであり、在來の社會學的研究なり、最近とみに活潑となつてきた法律社會的研究なりをしりぞける意圖は決してないであつる。⁽⁵⁾ いさまでなく現實の農村社會の全構造は、農業生產構造と社會構造—農業經營と社會構成の二者によつて規定されており、この二つのものは離すことのできないものであり、相互に聯繫し規定しあつてゐるものなのである。云はゞ自然的地理的要因と社會的歷史的要因との複雑な「からみあい」からできあがつてゐる。この「からみあい方」がどうなつてゐるのか、その「からみあい方」の中から一つの類型がひき出されはしないか、またその「からみあい方」は日本資本主義の發展に應じて變化はしなかつたか、變化したとすればその契機となつたものは何であつたか、現在より將來へどういう展開をみせるのであらうか、等々がこれから探求されなくてはならぬ基本テーマの一なのではなかろうか。この基本テーマを念頭におき乍ら日本農村社會の構造の研究の一つの手がかりとして、滋賀縣水田地帶の一農村をとつて始めることする。今回は愛知郡稻村入宇藤原（舊藤原村）といふ一部落の農家の移動と變遷を明治五年より現在に至るまで辿つてみることとする。

註

1、現在農村を動かし、その社會構成に變化をあたえたものは、農地改革であるといえるが、この變化によつてつくられた農民層が安定して持続するかどうかは、現在においては、インフレーションと供出制との相関關係、相互規定的關係の如何にかゝつてゐるとみてよからう。特に水田單作地帯の耕作農民にとつては、主要農作物について事實上の割當供出制が持続される限り、農業生産物の流通によつて動くことできる場が、畑作農民にくらべてより制約されており、一定の狭い枠の中でしか經濟活動を營みえないのである。國民の食糧の確保と農業の近代化ないし自由な展開への前途とは、いたましくも二律背反的な様相をみせてゐる。この監路を突破するため農村各箇所が各自の対策をたてゝいるが、これが今後日本の農業にどういう影響をあたえるか、これは現下の重要な問題であると共に、將來への課題である。

2、東畑精一博士は「そこに（米作地帯に）資本主義經濟以前の狀態に彷彿するが如き諸般の社會的、經濟的情行が今猶ほ根強く残るのは、米作の經濟的性格に基くときへ云ふことが出来るであらう」と鋭く指摘されてゐるのであるが、この問題をより深く追究するものはなかつた（日本農業の展開過程七三頁）。

3、日本の家族制度については、近時の川島武宣教授の諸論稿が多くの示唆をあたえている。

4. この問題に正面からとりくんだものに、古島敏雄「家族形態と農業の発達」があるが、明治より現代にかけては今後の同氏の研究に期待するところが大きい。

5. 法律社会學的立場にたつ家族と村落の研究は、多くの示唆と重要な問題を提起した。中國とくに寧北農村の家庭と村落の構造については、戒能通孝氏の力作があり、日本農村については、川島武宣教授の論稿について、磯田進「家族制度と農村社會構造」(季刊大學2)がある。磯田氏が親族構成原理と村落構成原理とが相等しいという結論をひき出す根據となつた秋田縣北秋田郡の同族村落は、何を主要農作物としているのか明記していないが、聞いてみると米作農村である由、またこゝにひき出された國式が現在日本の村落の支配的な型の一つであるかどうかは疑問であるが、かつては支配的な型の一つであつたということは、有賀宮左衛門氏の研究とにらみあわせて云えるであらう。

6. こゝで滋賀縣の水田地帯の一農村をとりあげたのは、この村が筆者の故郷で質地調査の便をえやすいということ、滋賀縣は奈良縣と共に、古くから開けたところであり、イハユル東北型に對立する五畿型としてとらへられるといふ社會的歴史的要因を考慮したことによるものである。この點農村實態調査を行われていない奈良縣の短内村落の構造の分析はぜひ今後果したいと思つてゐる。

一、調査部署の概況

今こゝで近畿水田地帯の一農村としてとりあげたのは、びわ湖畔の、湖東未作(西部)地帯に屬する滋賀縣愛知郡稻村の入宇賀村といふ一部落である。この部落のことをのべる前にその屬して彦根から入津より二つ町の一小屋稻枝寺の西、湖畔へ半里のところにあり、それからびわ湖の水面にまで至つてゐる。この村は江戸時代の下岡部、石寺、藤原、柳川、甲崎、下西川、上西川、上岡部、田原の九ヶ村からなり、現在は(註)石寺村が上、下二つに分れ、十八字からきていて、このうち上西川、甲崎、田原の舊三ヶ村は神崎郡に屬していたのであるが、明治二十二年町村制の施行によつて愛知郡に編入されると共に、他の六ヶ村と一緒になつて稻村が生れたのである。云はゞ稻村は舊九ヶ村の聯合體として發足したわけである。この地方一帯の聚落はいずれも寄居制村落であり、住居と圃場とはかけはなれてゐる。こうした寄居制村落の聯合體として市町村制の村がつくられたのに、各大字(註)二部落は古い傳統をもち、一のまとまつた地縁的結合體であると共に生活協同體としての機能をまた失わず、村政も各部落のバランスの上に築かれているといふ傾向を多分にもつてゐる。さてこの村は東海道線から半里のところにあるとはいゝ、工場もなく農業を中心とし、たゞ湖畔の諫摩、柳川、下右寺の三部落において僅かの淡水漁業が主として農家の副業の形で營まれてゐるだけである。ヨノ地を「ごみかき」によつて耕地をつくつていつたのに止ま

り、現在においては耕地の増加は望めず、限界に達している。村の戸数は大戦終戦において六百數十（現在は約七二〇戸）耕地は田約四百四十町歩、畠三十數町歩であり、水田が主であつて畠地はその一部にみたず、稻村という名稱をとつたように米作一本の村といえる。水田の裏作としては自給肥料の紫雲英がつくられるのが普通であり、近年になつてやつと麥の栽培が政府の勵奨によつて始めたが、まだ田畠總面積の約二割にすぎない。耕地は冲裏土、砂裏土からなり、排水は稍不良である。氣候は北陸型に近く、冬期はふつたりやんたりの雪が多く、積雪尺餘に及ぶことは少い。山林は荒神山の一善が石寺の部落有林としてあるだけに薪炭に乏しく、燃料はすべて稻草によつている。牛馬耕は飼料と燃料との競合、牧草地の皆無、土壤の性質上から未だに普及しないで、村全體で僅かに馬四頭、牛一頭、豚一頭が存するのみであり、鶏は各農家の自給用としてかわれているのみである。このように牛、馬がないため稻作業は主として家族員の手労働によつて營まれ、農機具として籠單な除草機とか足踏み脱穀機、櫛など、ムシロおり機は各農家がもつていて、農事用電動機、動力脱穀機の類は各農家にまで普及せず、これらのものは各部落の實行組合の共同作業場に備えつけられ、それを利用している。たゞ湖畔の下石寺、蘿摩の二部落において揚水、灌漑のためのポンプと石油發動機がかなり使われてゐるのに止まる。

^(註) 一農家平均の經營耕地面積は終戦前においてだいたい九反餘の見當であつたのが、終戦後の一十一年には七反四畝と縮少し、米の反當平均

収穫量は二石から二石四斗の間を上下しているが、金肥を多量に使つていたところだけに近年は肥料不足のためおちている。農家の社會構成を土地所有別からみると、昭和二十一年には貸付一町歩以上の地主八%、自作二四%、自小作一八%、小自作二三%、小作二七%となり、全く土地を所有しない農家が農家總數の二七%をしめ、小自作農を含めると五〇%となり、小作農が半をしめる村といえる。また經營規模別にみると、昭和二十一年には農家總數のうち三反未滿のもの一二%，三一五反のもの一八%，五反一町のもの二九%，一町一町五反のもの二六%，一町以上のもの五%であり、五反未滿の經營が四〇%をしめている。

以上のべたところを概括すると、本村は牛馬耕を全く行はず、家族員の手労働によつて營まれる米作本位の農村であることがその特色である。このことから本村の家族構造も規定されてくるし、農法ばかりでなく社會經濟關係一般を通じて古い傳統的なものが維持される根柢もこゝにある。次に小作農が半をしめ、七反未滿の零細經營が四〇%をしめていることは、農家の子弟を早くから都會へ出稼に出すイハニル店行（「稚幸公」）の慣習が依然として維持され、近江商人といわれるものと發生存續する基本的條件ともなるのである。こゝでは農村の子弟は都市の新産業の工場労働者としてよりは、傳統的な商慣習に支配されている中小商業特に呉服屋、質屋などの商店の使用者（雇傭人）として出てゆく。これが逆に農村の社會關係をも規定してゆくこととなる。だからそこには都市の勞働組合の幹部として階級意識で活動する新

しい型の人間よりは、一銭一厘をもこつゝとためてゆく利己的な勤労階層とすべてのものを階層に換算してみる打算的な商人根性なり意識に支配された古い型の人間の方が親しまれており、農民もそうちた型の人間とのつながりをもち、その影響をうけている（農民としては東北より近代化しているが）。湖東米作地帯と近江商人の活動とは、切つてもきれない関係にある。今こゝでこの邊一帶の農村において、人口の土地に対する壓力が（現在のような型の農業經營と環境において）限界に達している一例證として、本稻村の戸口數の變化を（明治初年より現在に至るまで）辿つてみると、次の如くである。^(七)

年 代	戸 数	人口數 人	明治	
			5	24
28	652	3,309	722	(749)
29	653	3,253	653	
30	610	3,023	610	
45	623	3,004	623	
14	616	3,229	616	
大正	619	2,970	619	
昭和	631	2,902	631	
8	603	2,870	603	
10	619	2,893	619	
12	570		570	
16	583		583	
18	586		586	
19	(656)			
20	723	3,604	723	
21.4	721	3,516	721	

この表を大観してみると、明治五年以来現在に至るまでの戸口數は、明治二十九年からぐつと減り、大正、昭和年代を通じて漸減の一途を辿つたこと、それが今次の戦争の終末期になつて疎開罹災者の歸村によつて増加し、特に終戦後においては復員引揚者がこれに加つて更に膨脹し、現在は戸数において明治五年の數にはさかまく、世帯數、人口數ではともに明治五年のそれを越え、明

治以來最大の人口數をもつに至つたのである。この近畿水田地帯の一農村の戸口數の増減の曲線は、日本資本主義の消長を物語ると共に、現在日本のおかれている困難な状態をまざまざと描き出しているものといえよう。こゝで注意しておきたいことは、明治二十八、九年を契機として著しく戸口數の減少をみたのは、明治二十九年のびわ湖の水害による零細農の離村——アメリカへの出稼、移民——によるものであり、これより戸口數はだいたい漸減の傾向をとつたのである。しかもこの水害によつて瀬田川の改修、びわ湖疏水の大事業が本格的に始まり、明治末年大正時代に入つてこの村は嘗つての「三年に一度は出水」というみじめな状態を脱し、湖東米作地帯の一翼として登場し、農業經營は安定するに至つたのに、却つて人口は減少していることである。これはそれより以前の人口は、既に過剰の状態にあつたが、その勞働力をうる市場に乏しかつたため、已むなく農業豫備軍として退職されたいたのが、日清戦争以後日本資本主義のイチオウの確立、ついでその發展に應じて離村していったものと解釋してよかろう。これはまた麻、木綿その他各種の農作物をつくつていた村が、米作一本の村に純化されてゆく過程でもある。

これから問題とする湖畔の一部落サツマの農業經營をとりまく自然的地理的條件と社會的歴史的要因とが何であるかは、上述したところから大體把握されたことであろう。これらの農村を制約する要因の作用する度合は、同じ村、といつても各部落によつて異なるのであるが、基本的には各部落を通して安當する點なのである。

特にサツマ部落が他部落とちがうところは、この部落が柳川、右寺の二部落と共に、湖と沼に囲まれた小臺地の上にあり、農場への交通は、關東でいえば霞浦南岸地帯のやうに、すべて舟によつていることである。このことから牛馬耕は至難であることを、また湖畔の砂礫土の上に開拓があるため湖水が甚しく、豊富な水をもちながら旱天には灌水の必要があること、冬期の土起し（コナホリ、コナカジ）には多量の労働力を投下しなければならず、水田の裏作はシベリアからくる風にふかれ乍らの苦しい労働作業であること、それだけに普及し難いということ等の農業經營としての不利な面がある一方、農作物の運搬は舟によるだけに容易であり、自給肥料も川、沼の泥と藻によつて多量に捕はれること（ヨミカキといふ）、副業として漁業を營みる」と等があげられる。社會的歴史的原因としては、當部落は房総柳川部落と共に、戦国末期よりびわ湖の水上交通の一港として發達し、江戸時代末期より敦賀を通しての松前貿易がかなり盛んであり、近江商人としてはかなりの歴史を有すること、この松前貿易が明治以後鐵道の開通——それに伴うびわ湖の水上交通の過塞——によつて衰えると共に、北陸道へ移住するものがかなり出したこと、同時にこうした商人の活動が激しかつたのに、土地の集中は早くから他部落に比して甚しかつたこと、それが現在にまで継ぎひいてること等があげられる。また先に一言ふれたように明治十八年、二十九年の水害による打撃は、直ちに湖に接している部落だけに大きくその痛手からの回復は容易でなく、未だに他部落に比べて貧しい

(1) アメリカへの出稼移民が他に比べて多いこと等があげられる。要するにサツマ部落は柳川、下石寺二部落と共に、副業として漁業を営むことができる點に於て、同村内の他部落とは大きな相違をもつものである。

註

- 1、近江愛智郡志 卷二 六一五—七頁
2、昭廿一・二・廿一 冬期基本調査報告表によると、

麥栽培利用面積

百分比

田 四三九町 計 四七二町

七・九町

二三・九

畠 三三町

七・六町

一六・五

計 四七二町 八〇・五町

一七・〇

- 3、農林省 水陸橋の地域別耕種改善規準第四編（昭十六・三）

- 4、前掲 冬期基本調査報告表によると、

種 別 全 村 當部落 下石寺

一七 三 三

二七 四九

電 脚 機

九四

四九

石 油 発 動 機

八九

二四 四九

揚 水 機（ポンプ）

一一

一 二

動 力 脱 穀 機

一一

一 二

根 挖 機

三五

一〇 四

- 5、反當収益について昭和七年度鑑定、滋賀縣、農山漁村經濟

更生計畫書の愛知郡稻村の部には、二石四斗とおさえている

が、因作のときにはおちて二石となる。その例として滋賀縣

内務部編の昭和十二年滋賀縣の米麥作には、作付反別四三

四・五町、反當収量二・〇九二石となつてゐる。

6、今こゝで参考のため本村の自小作別と經營規模別の二三の農家統計をあげておく。

自小作別	昭三一八一九二一	規模別	昭三一五	明二四六〇	明二九三六	明三四三一八	明三四三三	明三四三五
一町以上	三六、元	三反未滿	三	六三	六三	七七	一〇一	六四
自作	一糸	一四	一五	一五	一五	一五	一五	一五
自作	一糸	一四	一五	一五	一五	一五	一五	一五
自小作	一四	一四	一五	一五	一五	一五	一五	一五
小自作	一四	一四	一五	一五	一五	一五	一五	一五
小作	一四	一四	一五	一五	一五	一五	一五	一五
不耕	一四	一四	一五	一五	一五	一五	一五	一五
計	五七	五三	五八	五九	五七	五九	五七	五九

7、本村役場所蔵の文書による。明治五年は辛申戸籍による集計であり、カツコ内の七四九は同居者を含む全世帯数である。その他は明治廿二年より大正十年までの人口統計資料をつゞりこんだ書類による。明治四五年は第二回統計原簿によつてある。昭和八年は經濟更生計畫書、昭十六、八年以降は村税負擔額表によるが、この二年は現住と空家を區別してあるから利用しえた。十九年の数字には空家も若干入つてゐるが参考のためか上げた。大正十年、昭十、廿年は國勢調査による。昭和廿二年六月一日、食糧の配給状況有人口調査表によると、七

七五世帯三六八二人である。村の總人口に對する農家の比率はどうかといふと、明治廿四、廿九年には耕作及捕魚採薬業戸數表がある。これは農業者及漁業者の戸數をしらべたもの

といえる。これによると、

総戸数 専業 農家 農業 兼漁業 漁業 計
農家 農業 (兼業)
明二四 六三 三五 七七 一〇一 六四
明二九 三六 一五 一五 一五 一五 五
明三三 一八 三三 三三 三三 三三 五
のよう、明二四年には農家は總戸数の九五%、明二九年には八〇%（漁業兼業をいれると八六%）となつてゐる。昭十八年には五八六一五二三で八九・八%、十九年六五六一五五八で八五・〇%，二十年七二一一五七九で八〇%であり、昭和廿一年四月總戸数七二のうち農家は五七九戸八〇%となつてゐる。

8、大正六年初（大正五年末）の調べによると、本村からの移住民數は、北海道六、臺灣一、朝鮮一二、外國一七五、計一九四人であるが、外國が壓倒的に多い。この行先は殆どアメリカ、カナダであつた。

9、麻が叢談と共に明治年末相當づくられていたことは明四五年前編、第二回統計原簿（明四一一五年）にみえる。

10、このことば愛智郡志のほか、牧野信之助編、滋賀縣史、北海道史にもみえてゐる。

11、滋賀縣編、琵琶湖治水沿革志にくわしい。

二、明治より現部落戸口數の變化 在に至る

本村において明治以來戸口數は、明治前半期を除いて、漸減の

一途を辿っているが、當サノマ部落においてはどうか、これを集めることができた数字によつて表示すると、

年代	戸数
明治 5	155*
21	135
24	126
28	128
29	101
30	103
45	111
大正 5	115
8	112
13	102
昭和 5	106
7	104
12	97
16	101
17	103
	110
18	138
19	150
20	144
21	
22	

*同居を入れると 162 戸

この表でわかるように、總戸数は、明治五年を基點とすれば漸減の一途を辿り、最下端は戰争の眞只中の昭和十六年であり、一〇〇戸をわかつて實在九七戸（空屋十二戸）となつてゐる。それが戰後激増し、昭和二三年四月には一四四世帯（二三三戸）となつてゐる。それでも戸數世帯数においては明治五年に及ばないのである。こゝに當サノマ部落の特異性が明かにみられる。なお右の表で注目しなければならぬことは、明五一一十一年までの十六ヶ年に戸数二〇、二一、二二、二三一年にかけて一二戸、それから四五年までに二〇戸の減少をみてゐる。つまり、明治前半期二一年迄に二〇戸、二一年より以後に二四戸、合せて明治の四十年間に四四戸一戸改の二八%約三割の減少をみているのである。明治後半期より大正年代にかけての約二十五年間は戸数一〇〇代を持っていたのが、大正末年より一〇〇戸代におち、昭和年代は大體一〇〇から一〇〇の間を上下していた。それが昭和十六年には九七戸と一

〇〇戸をわるに至つたが、昭十七、八、九年の三ヶ年間における戸数の増加は緩慢であつたが、昭和二十年大阪、東京などの都市住民の空襲罹災以後は飛切つて増加し、昭和二十一年を頂點としていくづか減少したが、この人口が早急にこれ以上へるとは考えられない。

戸数に對して人口数の方はどうかといふと、今十ヶ年内において農家戸口の調査はかなりあつたが、非農家を含めた人口数は乏しい。今あつめた数字を表示すると、次の如くである。

年代	計	男		女	
		人	人	人	人
明治 5	651	314	337		
24	636	324	312		
28	633	309	324		
29	559	275	284		
30	560	270	290		
41	632	310	322		
45	580	285	295		
大正 5	531	254	277		
昭和 8	494	242	252		
20	660	295	365		
21	663	305	358		
22	644	314	330		

人口数も戸数の減少と比例して明治二十九年の水害を機として六〇〇代より五〇〇代に下り、明治四十一年には一躍六〇〇代になつたが、翌年から減少して五〇〇代となり、ついで昭和年代に入り、八年頃には僅かに五〇〇代をわかつて四〇〇代に入つてゐる。恐らくこれより後十ヶ年間は四〇〇代であつたことと思はれるが、戰後の人口は五〇〇代とびこえて六六〇人という明治五年の人口数をいくらか上まわり、ほどこれと等しい人口をもつて至つたのである。大體にみて人口数と戸数と同一歩調をとり、

下降上昇の曲線をえがいているが、明治前半期において戸数は漸減したのに人口數が、それほどへらなかつたのは一・二人の單獨世帯ないし小家族が絶家、離散し農業經營でたつてゆける程度の規模の農家に整つたことによるものとみてよからう。人口構成の推移なお當部落の人口構成はどうであつたろうか。今あけた現住戸口の男女別調は多いのであるが、この男女が何歳の人口から形成されてゐるかについて精細な記録が残つていないのでこの興味ある問題を覗くつくことができないが、こゝで明治五年（一八七二）壬申戸籍にのつてゐる人口を年齢別に、十四歳以下、十五歳以上六〇歳迄、六十歳以下に三分し、これを大正五年末現在（一九一六）の現住人口大別表、ならびに昭和二十二年九月末現在の人口調査と對照してみる。

明治五年末人口數および百分比（一九一六）

四歳以下二五—六以上 計 四以下三一—六以上

男	女	計
一五	一四	二九
一三	一三	二六
一〇	一〇	二〇
七	七	一四
六	六	一二
五	五	一〇
四	四	八
三	三	六
二	二	四
一	一	二
合計	合計	五九

大正五年末人口數および百分比（一九一六）

四歳以下二五—六以上 計 四以下三一—六以上

男	女	計
一〇	一三	二三
七	七	一四
五	五	一〇
三	三	六
二	二	四
一	一	二
合計	合計	五九

昭和廿二年九月末人口數および百分比（一九四七）

四歳以下二五—六以上	四以下三一—六以上	計
一〇六	一七	一八
一〇四	一四	一三
一〇六	一六	一五
九〇	一〇	九
一〇四	一四	一〇
九〇	一〇	九
一〇〇	一〇〇	一〇〇

この三表を通してみると、明治五年には十五歳以上六〇歳迄の労働力ある人口が多いということ、幼少と老弱の扶養家族の率が少いことがわかる。即ち生産人口と消費人口との率をみると明治五年には生産人口の人口總數において占める割合は、男女總數について六三・二%に上るのだが、大正六年には五三・九%と約一〇%が下つてゐる。それが終戦後の現在では五九%となり、上つてきてしまふが、明治五年には及ばない。一四歳以下の年少者の率はこゝでは一・一五・六%といふ開きをみせてゐるが、六一歳以上の者は大體一割見當におさまつてゐることは注意してよい。男と女の人口數は初めから三・四%と女の方が多いのが、これが依然としてひきつがれてゐる。これは農村には祖父よりも祖母が健在であることが、この人口の型を變形させない力となつてゐると解釋してよからう。昨今における生産年齢において女性が男性に比して凡そ二割多いのは、云うまでもなく今次の戰争の影響であると共に、これを農業労働力と家族制度とに關聯して考へてみると、相當深刻な問題を啟してゐるといわなければならぬ。こゝ

に特異ともみられるのは、現在の當部落の一四歳以下の人口は男子が女子にくらべ非常に多く、この層以上の人口の型の變差を自然にたまるかのよくな委をみせてしていることである。

農家戸口、今まできた部落戸口數のうち農家はどの位あるのか、村全體の場合の一の註七で指摘したように、全戸数に對する農家數が昭和十八年には八九・八%であったのが、昭和二十一年には八〇%と低下し、二割の非農家を含むに至つたし、人口においても昭和二十一年四月の人口調査において、總人口三五一人に對し農家人口は二九四五人でその八三・七%にあたり、一割六分の非農家人口をもつようになつた。富部落においてはどうかをみると

総戸数	農家数	比率
一〇二	九二	九〇・一
一〇一	八三	八二・一
一〇三	八二	八〇・五
一一〇	九一	八二・七
一五〇	九五	六三・三
一四二	一〇六	七五・〇

のように、九割までが農家であと一割位非農家であつたのが、現在においては戸數（世帯數）において二割五分の非農家を、人口において一割七分の非農家人口をもつようになつた。

註
1、大正十三年以前は、役場所蔵の村税戸数割負擔額等級表、

計	不耕	小耕	自作	自作	貸付	以上一		昭
92	41	42	9	3				13
83	143	20	8	3				18
91	246	18	9	13				19
95	52	14	10	16				21
106	56	17	13	18				22
<hr/>								
			農業	事業				
			(1)	數				
			26	48	18	92		昭
			20	39	23	82		13
			7	24	60	91		18
			3	14	78	95		19
								21
<hr/>								
			五	反	朱浦			
			一	一	一			
			五	一	五			
			一	五	一			
			一	五	一			
計								昭
								13
								21
								22
<hr/>								
			二町以上					
			一	五	一			
			二	五	一			
			二	五	一			
			二	五	一			

- 3、今こゝにこの三分類をとつたのは、年齢別人口を比較する資料に乏しく、僅かに大正五年末の現住人口大別表が存するだけなので、これを生かすために、明治五年と昭和廿二年の人口表を新に作成したのである。
- 4、當部落の農家の狀態についての二三の統計を参考のためあげておく。

人口統計書類雜纂、第二回統計簿簿（明四五）により、大正十三年以降は、富務落區長保管の等級表による。區長の手控へには現住と空家が明記してあるのでよい。

2、明治五年は壬申戸籍の集計、その他明治大正年代のものは、役場の人口統計書類雜纂、昭八は經濟更生計畫書、昭二〇、二一、二二は農家人口調査、國勢調査、筆者の調査による。

III. 農家の移動と變遷

本部落において明治五年より昭和十九年迄の七二ヶ年間に五〇戸の減少をみたのであるが、この戸数の減少を各農家についてみればどうであるか。現存の各農家の家系を辿り、これを明治五年の壬申戸籍をつきあわせてみてその結果を示すこととする。簡単に表示するために姓別にしてみる。本部落の姓は山本最も多く、福原、中村これにつき、この三姓で約五六割をしめ、あと柿原、早崎、圓山、久保田、西澤が五一二軒、他の十數姓はいつももれ一軒のみである。古くから開けたところであるために同族部落などではなく數姓混居の部落であり、部落は縣道を境にして北出と南出とに分れ、各々氏神を異にしているが、その住居の大きさと地形とから半断すると、北出は南出より後から成立し、そこには南出からの分家が新宅をつくつたものが多かつたのではないと思われる。なお左表で現存とあるのは、明治五年の壬申戸籍にみえる各姓の家が直系として現にこの部落で生活してゐるものと云ふ。またこゝにいふ分家とは明治以後直系（本家）から分れてきたものが現在（昭二三・四）この部落に居住してゐるものと云い、法律上の分家庭をしていなくても事實上別居して新宅を立となんている者をもさすのである。

これでみると、明治五年末現在の一五五戸のうち直系の家で現存するものは七二戸であり、全體のうちの四六%にすぎず、約半数（五四%）の農家が都部落から退離村している。農村は都會にくらへて安定しているといわれているが、この七五ヶ年間に半數

のものがいなくなつてゐるといふのは驚くべき事實である。しか

姓 別	戸 数			系 差引	分家 数
	壬 申 明 5	現 在 昭 22	直		
山	58	27	-31	15	8
福	30	15	-15	8	3
中	19	10	-9	8	0
柿	8	4	-4	4	0
早	5	2	-2	2	2
崎	4	2	-2	0	1
圓	4	2	-2	0	0
宮	4	0	-4	2	0
西	3	0	-3	2	1
村	3	1	-2	0	0
村	3	1	-2	0	0
久	2	0	-2	0	0
小	2	0	-2	0	0
一	12	72	-60	42	1
(24)	155				

し日本資本主義の發展に伴う激しい時代であつたとくに窺う當然のことながらもしえない。この評價は今後もつと多くの村について調査しなければ何んとも判定を下すことは出来ず、こゝでは近畿水田地帯の一農村、中でもいくらか漁村的な色彩をもつ一部落について右の事實が判明したこと公にし、今後の研究のための一つの例證とするに止める。

なお先に當サソマ部落の戸数の變化をのべた場合に指摘したように、明治五年から二十四年に至る約二十ヶ年に三一戸の減少をみてゐるのである。この間の變化は明治五年現存の農家についてみればどうかを、明治二十四年の村税負擔額等級表についてみると、左の如くである。

分家、明治以後の分家であつて現在富士郡に居住してゐる者は、四二世帯（四〇戸）に上るが、この分家の出自を姓別・戸数別にみると

	明5 本家	明7-16 分家	明24			計
			本家	分家	轉入	
本原村添崎山川澤居井田森姓	58	6	44	4	-	48
山瀬中柿早園宮西村村久保小一計	30	2	20	1	-	21
	19	3	16	2	-	18
	8	1	6	1	-	7
	5	-	4	-	-	4
	4	-	2	-	-	2
	4	-	4	-	-	4
	4	-	1	-	-	2
	3	-	2	-	-	2
	3	-	3	-	-	3
	2	-	1	-	-	1
	12	-	7	-	-	3
	155	13	112	9	3	124

つまり明治五年から二十四年までの間に減少した戸數三戸のうちには、新に分家した九戸と他から轉入の二戸を差引勘定に入れてゐるのであるから、明治五年現存の家（直系）は四三戸減少しているわけである。これを先の表とくらべてみると、明治五年現存の家（直系）一五五一戸（明二十四）一七戸（昭十二）となり、縮減少戸數八三戸のうち明治前半期の約二十ヶ年に四三戸、五二戸が減少していることが判明し、このうち五十五ヶ年のうちに四〇戸減少したこととなり、明治前半期において移動が激しかつたことがわかる。

	一戸よりの分家数				計
	一軒	二軒	三軒	四軒	
本原村添崎山川澤居井田森姓	11	-	1	-	12
山瀬中柿早園宮西村村久保小一計	4	2	-	-	6
	3	-	1	-	4
	1	-	-	1	2
	-	-	-	-	1
	1	-	-	-	1
	2	-	-	-	2
	1	-	-	-	1
	23	3	-	-	29
分家数	23	6	8	5	42
百分比	55	14	19	12	100

の如くであり、一戸より五軒の分家を出してゐるもののが一戸あるが、これは三代の間に出たものである。一戸より四軒の分家を出してゐるのは二代にわたるものであり、一戸より二軒の分家を出したもの、内でも二代にわたるものがある。二九戸の家から四二軒の分家を出し、一戸より一分家のものが全體の五五%戸より五軒のものが一二%、一戸より四軒の分家を出したものの一九%、二戸より二分家を出したものが一四%となり、大體分家は一

戸から一軒のものが多いが、それにしても一軒から四、五分家を出したものが三軒もあるのは、注目に値することとはなければならない。次にこの分家の成立年代を役場の身分登記簿と戸籍簿によつてみると

碑開、引揚 によるもの		同一年における分家数 (カソコ内は分家数)
明治年間	七	7 (三), 10 (一)
大正年間	一四	5 (二), 7 (三), 8 (五)
昭和年間	一五	11 (四), 12 (二)
戰後	六	

の如くてあり、明治年間の分家七のうち四は明治十年迄に成立したものであり、あと三分家も明治二十年代のものであつてそれ以後のものは現住していない。大正七八年の分家が八軒現住しているが、そのうち一軒は朝鮮から戻り揚げて本家の隣居をかりており、他の一軒は空家にして長らく大阪におつたが、罹災の後かえつてきた。それにしても碑開、罹災、引揚による歸村者も大正年代の分家は少く、昭和年代に分家した者が多いことがわかる。戦後分家のものには他家に同居するもの一、兄と同居するもの一がある。

註

1. 現在部落に残つているのは南出の氏神若原神社であり、北出の氏神大籠神社は荒神山の稻村神社に合祀され、北出の人々は一里近い山の土のお富へゆく。寶曆十三歳(一七六三)

九月吉日御神輿造営記録には、今の南出の頭分の家として原三、中村三、巻三、宮川一、山本一、小森一、久保田一の十一軒をあげてゐる。

2. 現有してゐる農家の(本家)すべてがずっとこの部落に居住して農業生産をつゞけていたのではない。今昭和十八年以降歸農したものを見ると、昭十八一二、十九一三、二〇一三計八となつており、現有七二家のうち昭和十八年前は六四家であつたことがわかる。

四、社會構成の變化

次にこうして現存している家の部落における社會經濟的地位に變りなかつたであろうか。このことを把むための土地所有額、資産額、農業經營規模については明治時代の前半期に参考とするに足る部落全體の資料が目下のところ見當らないので、明治二十四年の村税(戸數別)負擔額等級表を標準とし、これを昭和二十年の村税負擔額等級表とひきくらべてみることとする。等級表を二〇本以上を上、一〇本以上十ナ戸までを中とし、一〇本以下を下とし、これによつて社會構成の變化をいちおう把んでみることとする。まず現存してゐる家が明治二十四年にどの等級に屬しているかをみると、次のやうに明治二十四年戸數別等級二十本以上の家は總數十二軒であるが、そのうち十軒が存續し、その存續率は八〇%である。一〇本以上の中流に属するものは、三八戸中二二戸現存し、その存續率は五八%であり、一〇本以下の下に属するものは六三戸中三三戸でありその存續率は五二%となる。これによ

(本 數)	總 數	明 24 年	現 20 年
上 { 30以上 20-29	6 6	12	4 6 10
中 { 15-19 10-14	10 28	38	6 16 22
下 { 5-9 1-4	37 26	63	29 4 33 2 6
免	11	37	5
不		124	72
計			

つて富部藩において古くから多少富裕であった家が依然として現存し、その日ぐらしにおわれている五本以下及び免税の家は三七戸内現存するもの僅か六戸、その存続率一六%という低さにあり、離村率は最下層のものが尤も甚しいことがわかる一方、三〇本以上の富有層も六戸中四戸に減少しているが、これにつて二〇本以上のかつての農村の中堅上層（地主層といえる）のもの六戸はすべて（現在の地位はともかく）現存していることは注目に値する。ことに共に、農地改革までこれらの層が強固な力をもつていたことを示す一つの證據となるであろう。

そうすると、次に現存する各戸の間に等級表の上下による地位の變化はどうであろうか（明治二十四年の戸數割等級不明の四戸を除く）。

下の表によつて明治二十四年より現在（昭和二十年歟）まで永續していた農家のうち、この七十五ヶ年間にわたつて大した變化

もなく從前の等級を持しているものは三戸であり、總數の四七%となり、残りの五三%の農家は地位が變動している。戸數割の上昇と下降をみて氣付くことは、上昇十二に對し下降三である。農家であつて十二戸中の一戸をしめ、中層においてその地位の向上は困難であること、逆に轉落しやすいことを示している。この變化を昭和二十年の戸數割等級表によつて十六本以上の十七戸をえらび、その世居轉入歸村別、職業經營別、本家分家別をみ、これを明治二十四年の等級と比較對照してみよう。

戸 等 級	數 量	明 24 年				昭和20年				1 B C D E F
		其 他	上 昇	下 降	上 昇	下 降	上 昇	下 降		
上 { A 30本以上 B 20 - 29	4	1	0	3	1	1	1	1	B C D	
	6	3	0	3	1	2	1	1	C E	
中 { C 15 - 19 D 1 - 14	6	2	1	3	1	1	1	1	B D E F	
	16	8	1	7	1	4	3	1	C E F	
下 { E 5 - 9 F 1 - 4	29	18	4	7	4	4	4	4	D E	
	4	0	4	0	0	0	0	0	F	
免	0	2	0	2	0	0	0	0	E F	
計	67	32	12	23						

3、地主の轉落は母屋を賣却し隣居にひつこむといふような付中のニュースとなつて事實のうちにすぎない」と示されている。

4、關東地方栃木縣の一山村の家族構成の變化については、磯部秀俊氏の報告があるが、これによると上層の三分の二は原級もしくはその近くに止り、三分の一が下降し、中層においては三分の一が原級に、三分の一は上升、三分の二は下降して感動多く、中下層はすべて上昇し、下層は離村したものゝほかは依然としてそのままであるという。この結論と本調査の結果とを比較してみると面白い。(宇都宮高等農林學校學術報告、農政經濟研究室資料第二號、農村人口狀態、特に家族構成の變化とその社會的移動)就て一栃木縣蓮川村農村調查報告の一節)

五、家庭構成

水田の耕作經營が家族員の協同労働によつて營まれる以上、當部落社會の基本単位も個人ではなくて家である。家の寄合、組の常會の参加者も家の代表者として個人が參加し、意見を聞くと共に自説を述べるわけである。そこで當部落における家族構成はどうなつてゐるのか、家族と家族とのつながりは、家の相続なり婚姻はどういう慣習で行われているのか、この家系族と部落社會とはどういふようにつながり、どういも役割なり機能をそれゝが分擔し、「の協同生活態を形成してゐるのか等々の家族と村落との諸問題が提起される。今回明治以來の農家の變遷を主題とし、

てゐるのであるから、これと關聯ある點の追求に止めることとし、まず明治五年當部落の家族の型がどういふものであり、それが現在はどういう型となつてゐるかを、世帯人數別、世帯に含まれてゐる親族別にみ、次に家の相続がどうなつてゐるかを、戸主についてみ、これと關聯して通婚範圍がどの程度まで及んでいるかを考察して本稿を終ることとした。

1、世帯人數別家族構成の變化

壬申戸籍によつて一世帯あたり何人家族が多いか、世帯員人數別にみると次表のように入人家族が尤も多く、四人、五人、六人家族がこれに相次いでいる。一世帯當り平均四・〇一人であり、

世帯員 一世帯人 数	世帯數									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
計										

七人以上の世帯數は世帯總數中の一割にしかすぎず、水田の耕作經營はせいじゆ三十六人家族の手労働で營まれるものであることが判明すると共に、この家族員數から自然に耕作反別も規定されくるし、世帯員一人といふ單獨世帯十八戸中の單身男子は日傭なり地主の手作地の常備の形をとつてゐたのではないかと考えられる。さて現在においてはどうか、本年九月末の調査によつてみる

世帯数	8	13	26	22	19	30	9	8	4
一帯人當	1	2	3	4	5	6	7	8	9
計									

の如くであり、十人家族こそないが、世帯員七人以上の家は、明治初年にくらべてふえているのである。このことから昔の農家は家族員が今より多かつたなど、ふうことはさう簡単にはいえないようである。なほ今あげたものは、非農家を含む全部落にわたるものであるから、こゝでは本年夏の農家人口調査によつて、農家一〇六戸の一世帯當りの員數をみると次のやうに先にあげたものと

世帯数	1	9	17	19	17	22	11	5	5
計									

大差はないが、七人家族以上のが約二割を占めていること（先の表では一割）がこの表によつてうかゞわれると共に、約一割のものは世帯員僅か二名で零細な農業を行つてゐることがわかる。この部落において一町歩以上の水田經營をするには、だいたい主要勞働力三人を必要とするのであり家族の數だけではなく、問

題はむしろその構成員の勞働力と生産年齢の有無にかゝつていることは自明の理である。世帯員一人といふ單獨世帯は農家では皆無であるが、部落においては明治初年の十八戸にくらべて減少しているが、それでも八戸ある。この存在は何を意味するのか、次にからした世帯ないし家で生活を共にしてる家族員の續柄をみるとことよしよう。果して明治初年と現在とでいか程の相違があるだろうか。

2. 家族形態の推移

薩摩村王申戸籍は、農家をば家持借地居住、同居、明家の四つに分つてゐるがそれによると、家持は一四四借地居住十、借宅居住（村持屋敷）一、同居七、明家一といふことになつてゐる。同居七を戸籍に従つて一世帯としたが、そのうち三軒は一人であり、これは寧ろ同居している家の下男、作男とみした方がよからう。そこで同居世帯をのぞく一五五戸についてみる。

まず家族の形態を鈴木榮太郎氏の見解に従ひ、單獨世帯一四戸をのぞく一四一戸を夫婦家族及び家族及び直系家族、同族家族の三つに分ける。

夫・婦・家・族	九一	六四%
直系家族	四二	三〇%
同族家族	八	六%
計	一四一	一〇〇%

のようになり、夫婦家族が約六割餘、直系家族が三割、同族家族は一割にみたず、わずか六%であり、近畿水田地帶の村落を形成

3. 家族構成員の續柄

する家族の型は、長野、關東、東北の農村にくらべると、既に明治初年においてより近代的な家族形態をとつてゐるやうにみえる。

この家族の形態はその後どうなつたであらうか。本二十二年秋の調査によつてみると、一四二家族のうち單獨家族をのぞいた一三四家族は、

夫婦家族	八七	六四・九%
直系家族	四四	三二・八%
同族家族	三	二・三%
計	一三四	一〇〇・〇%

となり、當部落全體の現住戸の家族の形態はほど同じ形をとつてゐる。しかしこれを終戦後多量に流入してきた非農家を除く一〇六戸の農家についてみると

夫婦家族	六〇	五六・六%
直系家族	四三	四〇・五%
同族家族	三	二・九%
計	一〇六	一〇〇・〇%

となり、直系家族が非農家を含んだものに比べて約八%多くなつてゐる。これを明治五年のものに假に比較すると約一割の増加を示している。それは兎も角この地方の農村において同族家族はさして問題とならず、直系家族もだいたい三一四割の見當があり、夫婦ならびにその子女からなる單婚夫婦家族が六割をしめて支配的な形態であると考えてよいのではないかろうか。

一、家族構成員の續柄
更にこういふ家族の構成員はどういう續柄にあるかを、渡邊君一郎氏の分類によつて明治五年の世帯別構成をみると、(1)單獨世帯十四、非血縁者を含む一世帯を除いた一四一世帯)

夫及婦	五	夫婦及子女	六〇
婦及女子	二三	夫及子女	二
夫婦及親族	九	婦及親族	〇
夫及親族	一	夫婦子女及親族	三三
婦、子女及親族	二	夫子女及親族	二
兄弟姉妹のみ	六		

の如くである。この親族がどういうものであるかを、いま夫婦がそろつてその外に親族をもつ夫婦親族九世帯、夫婦、子女及親族三三世帯—直系家族同族家族—について見る。夫婦及親族からなる世帯中の親族は、父のみ一、母のみ四、弟のみ二、母と弟のあるもの一、親夫婦、兄夫婦のあるもの一である。夫婦子女及親族世帯三二は、夫婦と子女のほかに

父のみ	二	母のみ	二
姉のみ	一	妹のみ	二
祖母のみ	二	親夫婦	二
叔父、弟	一	母、姉妹	二
母、叔母	二	親夫婦、弟妹	二

を含むのである。次に親族を含む四世帯の構成員数を續柄別に

みると

配偶者

四一

兄弟姉妹の配偶者
一

七一

兄弟姉妹の配偶者
二

父子母

二六

兄弟姉妹の配偶者
三

九

兄弟姉妹の配偶者
四

となり、配偶者（妻）と子を合せて総数の六〇%となり、これに

父母を加えると七九%，更に兄弟姉妹をいれると九四%となり、

これらの直系尊屬と卑屬を除いた親族はわざかに約六%にしか及

ばない。従つてこれを當部落の同世帯の家族構成員についてみる

と、この率はおそらく低下し、総数の二%位にしかならないの

である。この傾向は今日といえども大差ないのであり、確固、引

揚、復員者の轉入、流入があつても、年少、老幼の孤獨のものを

除いて一時は實家ないし姻戚に身をよせても、大抵は農家の母屋

の部屋には同居しないで別棟の隣居、納屋、小屋、蔵に入り、電

氣をひき炊事と家計を別にした一世帯を形成しているのである。

いま本年（昭二十二）四月末現在の一四世帯の居住關係をみると、

独立家屋 一一
新小土居 一二
藏 一四

同居部屋 三八

同居部屋 五

一四四

となつてゐる。こゝにいう隣居とは母屋と棟間きになつてゐるものが多いが、土間をはさんで居間座敷とは離れてゐる。この四疊

半ないし六疊の部屋で若夫婦に家をゆづつた老夫婦なり、男やもめ、寡婦は餘生を送るのであり、町の離れにあたるものといえ

る。同じ直系家族といつても父親が隣居したのとしないのではか

なりの相違を見るのであり、この點當地方の隣居は住宅の構造と

共に、家の相續と關聯して更に追求してみる必要がある。こゝに

同居世帯を部屋と同居に二分したのはどういうわけかといふと、

うち二世帯は當部落の眞宗の清照寺内に居住し、一世帯は茶所に

一は番僧部屋であり、住職とは全く姻戚關係をもたず、都會のア

パートなしし間借りに近い。もう一世帯はかつて呉服屋であった

家の店先二間をかり、これも家計生活を別にしてゐるから、同居

とは區別したのである。このように同居して親元にもたれかゝつ

てゐるものは大變少いし、無理をしてても小屋、納屋もしくは鶴小

屋をかつてき、これを改造して新家をつくりたがる。これが現在

日本人が家族制度に對してもつてゐる感情の一つであり、こゝに

も世の動きがみられる。戰後復員してきた農家の子弟のうち次三

男で妻帶した者も、親元に同居するものは少く、別居しておのずから分家をかたづくつてゆく。これが當地方の空氣であり、こ

こで少くとも近畿水田地帶の農村に同族家族とか直系家族の存在

なり、その封建性といったものを、關東、東北ほど強調するのは危険であるし、同じ直系家族といつてもその果してある機能なり、構成家族員のこれに對する意識なりの相違、そうした家族の當該地方の村落社會における比重とを考へなければならない。

4、永續農家の家族構成とその變化

なおこゝで明治五年以來永續している農家の家族構成は、明治より現在にかけてどう變つたか。まず世帯構成員數の變化を、ついでその内容のそれをみるとしよう。

世帯數 一當人	備考	昭和廿二年									
		2	11	3	1	9	2	2	0	1	1
1	+	1	1	3	1	1	9	2	2	0	1
2	-	1	+	1	-	1	-	1	-	1	-
3	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
4	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
5	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
6	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
7	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
8	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
9	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
10	計	72	307	345	4.26	4.79					

夫婦家族	明治五年		昭和廿二年	
	四一	三二	二六	三二
直系家族				
同族家族			二	三
單獨世帯			三	五
計	七二	七二		
世帯	世帯員總數			
72	307	345		
一當人	4.26	4.79		

の如くになる。この夫婦家族と直系家族との割合の増減は、家の相繼乃至世代的連續と相關聯するものなのであり、戸主の年齢によつてちがつてくるわけである。これらの農家が明治五年の戸主から何世代たつているかをみると、四代目のもの七、三代目のもの五四、二代目の一一であり、三代のものが普通である。これらの家の繼承が直系男子によつているかどうかといふと、

即ち一二人の單獨過少の世帯が減少し、六人世帯がふえているし、世帯員總數において四二人ふえ、一世帯平均人口は四二六人から四・七九人となつてゐる。明治初年永續農家が特に他の退離村した農家にくらべて構成人員に多いかどうかをみると、後者の農家一戸の世帯員は四・〇〇人であり、〇・二三人永續農家が多いことがわかる。現在においてこれらの一農家の平均人口四・八四

であり、永續農家においても直系男子によらず、養子によつて家系を維持するものが、七一家族のうちの四割に上つてゐる。このことから養子の制度が日本の家を維持するのに果してゐる重大さがわかるのである。これを各世代についてみると、明治五年の家

人は、部落蓋體の一世帯平均人口四・五四人にくらべて〇・三人多いのである。またこれを夫婦、直系、同族の三家族の型に分つてみると、

から二代の世代においては、その戸主は直系四七、養子一九、女一、不明五であり、三代目の戸主においては（大體現世代にあたる）直系五一、養子八、女一、不明一、無十一となつてゐる。當地方においては長男相續（家督相續）が一般的なのであるが、この七一家族において二世代にわたつて長男から長男へと繼承しているのは、八家族にすぎないのである。今のべたことは僅か七一家の繼承について、しかも調査の不十分なため若干の曖昧さをもつものであるが、農家の家族制度の究明について從來明らかにされなかつた點について示要するところがあるのである。こうした點から家族制度の究明は今後更に研究しなくてはならない重大な部門を残してゐるといつてもよい。

5. 本家、分家關係

明治初年より現存している農家七一戸のうち、二九戸から四二軒の分家を出しているが、これらの家が本家、分家をあわせて現在有する世帯員数がどれ位であり、その數が當部落全體の總人口にしめる地位はどんなものか。このうち六戸は分家だけが現住じ、本家は絶家或は轉出しているから、残りのものについてみると、

		戸 数	家庭員數
(明5)	本 家	二四	一〇七人
(昭22)	分 家	二四	一一七人
		三六	一四四人
	計	六〇	二六一人

となる。戸數において現在は明治初年の二・五倍、人口において二・四倍となつており、當部落總人口に對し明治五年には一六%であるのが現在は四〇%をしめるに至つた。これは著しい變化であるといはなければならぬ。當地方において本家、分家の關係はオモヤとワカレとして區別される。冠婚葬祭には本家の者が大體上に坐ることとなつてゐるが、これも本家の主人の力量才幹が重視せられるし、冠婚葬祭の一切の行事は、昔から傳統的に維持されている近隣一向う三軒兩隣という五人組制にもとづく「ズシ」⁽³⁾が擔當し、本家、分家がこうしたことにつきざわることも他にくらべて少いのであり、中部、關東、東北にみられるような同族團（マキ）の固い結合はみられない。⁽⁴⁾當部落の日常生活を支配しているのは血縁的なものよりは近隣關係ないし友人、知人、關係であり、寄合における指導者役員もその人自身の個人的な才幹をみて、すべて選舉によつている。従つて本家、分家の關係を深く追求するところわかるが、これは潛在的なものであり、たまに報音誌といったものが催された時、近隣と共に招かれて簡単な食事を共にする位である。むしろ家と家の交渉なり結びつきは世帯主個人の好みと經濟的利害關係にもとづいてゐる。唯こゝに自分一個の力ではどうすることもできない出生と共にきまつてゐる一つの社會關係が當部落生れの男子にはある。これは氏神の祭祀を中心とする連中という年齢集團（宮座）であり、五、六歳からこの連中の組織に入れられ、地蔵、氏神の奉仕と共に火の用心のふれあふれ、消防などにとめ、現在は連中の二十歳前後のものは青年

團の構成員となつてゐる。この集團においては三年を區切りとし、その間に生れて幼少のときを部落で過ごしたものとは連中といふ。この連中のつきあいは、親兄弟にもおとらず大切なものとされ、一連中間のつきあいは頗る親密であり、いやでもおうでも一生つづいてゆくのである。そして數連中の段階的な集りからなる若連中全體の總代は、家格といつたものによつてえらばれるのではなくて、個人の才能を中心とし、連中員の選舉による。これが當部落の宮座の現状であり、こゝに上から天下つてつくられた官設的集團の一例として青年團がいかにして構成されているか、また傳統的な社會集團が新時代に適應し、新しい機能を發揮してゆく形がみられる。こうした變形より、新しいものと古いものとのからみあい、一の組織を現に動かしてゐる力、その組織の果してゐる社會的機能などをつかむことが、當地方農村社會の研究において尤も大切なことなのである。上述してきたところから、當部落社會を構成してある「家」と「まことに」社會關係において、本家、分家といつた同族團（マキ）＝血縁關係を過大に評價したり、これだけをとりたてるのは妥當ではなく、むしろ地縁にもとづく近隣關係、ついで男子間にある年齢集團の果してゐる役割を大きく評價しなくてはならぬ。次に家の相続慣行と婚姻（通婚）團をのべる豫定であつたが、これは次の機會にゆずることとする。

偶者、無配偶の傍系親族、同族家族は傍系親族の配偶者と其の子女及び將來家長たらざる直系卑屬の配偶者と其の子女、を意味する。

2. 同一六九頁

3. 分家のことを俗に「土分れ」といふ由（滋賀縣農業會大島義清氏談）當部落において本家、分家關係にある二軒の農家について、人々は一は半平寅、一を半平ワキとよんでいるが、これは現當主寅吉の父が半平であつたからであり、ワキというのは弟分家をいう。

4. 「ズシ」という近隣關係の名稱は、戰時中から組といふ名稱にかわつたが、内容には變化なく、古くからあるものである。このズシを漢字でどうあてるかは識者の教示をまちたい。

5. 同族團については、古くは民族學年報第二卷、近くは季刊民族學研究、新三の二をみられたい。當部落における明治以後の本家と分家の關係を、社會的地位をあらわす戸數割によつてみると、昭和二十年の戸數割（今までの形がずつとうけつがれてきている）と二十一年の戸數割（等級が整理されて少くなつた）によると、

昭二〇 本家が分家の上位にあるもの

昭二一 本家が分家と同位にあるもの

三 本家が分家の下位にあるもの

一七 一五

一五 本家が分家の上位にあるもの四は終戰後の新家であるか

註

1. 日本農村社會學原理、一七二頁、夫婦家族とは世帯主夫婦及子女、直系家族は直系親族及び將來家長たる直系卑屬の記

ら、むしろこれは當然のことである。)これからみて分家が轉落する本家をもつたてゝゆこうといふ氣持は乏しく、兄弟關係のうちもともかく伯叔父と甥姪關係ないし從兄弟關係になると、お互ひの經濟的なつながりは近時友人として變りはなくなるのである。

6、國後一男氏によつて明かにされた近江の宮座の研究は、今後こうした社會學的研究によつて更に深めなくてはならぬ。

結び

上述してきた滋賀縣愛知郡稻村大字藤原部落調査報告の一節から拾い、之を結論にとりまとめるに次の如くである。

〔一〕本部落の戸口は明治五年を基點としてみれば漸減の一途を辿り、その最下點は昭和十六年であること、戰後における轉入、流入による戸口の増加によつて初めて明治初年の戸口に近づいたこと。従つて現在農村の戸口は產業革命開始前—明治初年に近い夥しい人口をもつているのではないか。

〔二〕部落社會を構成する各農家の移動と永續をみると、明治五年現住の家で現存するものは四六%にすぎず、半が入れかわつてゐること。都會にくらべて安定しているといはれている農村において、このよくな移動があることは注目しなくてはならぬこと。特にこの一部落の例は少し移動が大きいようと思われるが、近畿米作農村においては、これに似た現象が程度の差こそあれ、みられるのではないか。このような移動と構成の變化がみられる以上、村落の構造をば傳統的な型、(イハユル封建

的)一本におしこむのは危険であろう。(この部落などは地方都市一町に近い性格をもつてゐるとも云えるのではないか。)

〔三〕右のような農家の激しい移動にも拘らず部落の戸數割合からうかどうと、社會階層の最上層の大半は明治二十年代から農地改革前夜までその地位を維持してきたこと。

〔四〕減少した部落の長家をおきなつたものは他から轉入してきたものではなくて主として部落内の分家であつたこと。この點から本家、分家の關係を通じて血縁關係が強化せられ、それが地縁的な團體となつていた部落をば適に血縁的なものにとすると解釋するのは妥當でなく、當地方の本家、分家關係は東北農村などにくらべると甚だ弛緩し、形式的なものに近くなつてゐること。

〔五〕家族の形態をば夫婦家族、直系家族、同族家族にわけてみると、同族家族は稀少であり、夫婦家族がむしろ普遍であり、直系家族と併行していること。家の繼承には養子の制度が大きな力をもち、隣居の制度もなお行われてをること。

右のやうな結論をば大きく近畿米作農村の類型にまで直ちにもつてゆくことは危険であり、更に今後の研究によつてこれを補充したり或は修正してゆかなくてはならぬ。たゞ從來調査研究に乏しい近畿水田地帯の一村落社會の構造の一端を紹介し、問題を提起することによつて今回は満足することとした。本調査に種々の便宜と教示をあたえ、心よく役場所蔵の文書の閲覧をゆるされたり、また稻村役場の岡田村長、西村助役はじめ書記北川甚太郎氏等十二

名と共に、當サツマ部落の民生委員田村勝三氏に謝意を表する。

(一一一・〇・三〇) (本所研究員)

補遺

一、こゝでとりあげた愛知縣の稻村および同村内サツマ部落の人々が大正年代より漸減の途を辿つてゐるが、これはひとりこの村の特殊性ではなく、愛知縣全體についても云えることである。いま大正九年から昭和十年までの國勢調査で愛知縣をみると、大九(四五七一七)一大十四(四四八七四)一昭五(四四八

三二)一昭十(四四三八九)のようになつと減少の線をえがいてゐる。こうした傾向をもつのは滋賀縣内十二郡のうち愛知、高島、伊香の三郡である。この點からみてこの村および部落の調査は、こうした農村のもの傾向を代表するものといえよう。

二、(四)社會構成の變化の補註

永續農家が部落全體でどういう地位をしめているかを、昭二〇年の戸數割等級表でみると、(戸數割表の分類は前と同じ、本家の戸数をさす)次のようになり

計	18	14	44	53	18
外來	0	3	17	6	7
分家	0	6	8	18	0
本家	15	19	29	11	72

(等級) ABCDEF計	1	6	26	40	72
上中下計	0	3	17	6	7
外來	0	3	18	13	34
分家	0	6	8	18	0
本家	15	19	29	11	72

上中下の三階層に分けてみると、分家は上層に一つもなく中下層であること、外來の轉入者は中層にかたまつてゐること、最

下層のF級には分家がないこと、最下層は永續農家と外來者とでつくられたことなどが判明する。

本家と分家の土地所有別、經營別を、昭二一年五月の實業組合長の手控えによる作付反別からみると、左のように分家には貸

分家	計	22	34	23	5	84	4	15	13	12	40	84
本家	15	7	9	7	2	25	0	4	5	4	12	25
分家	25	16	3	59			4	11	8	8	28	59
本家	3	59					11	8	8	8		
計	55	15	15	2	2	計	55	15	15	2	2	計

付作作作作

小自

貸自自小小

附一町歩以上の地主がないこと、經營耕地を一町未滿と一町以上とにわけてみると、一町未滿の經營は、本家では六七・八%、分家では六四%であり、土地所有において小自作、小作の比率は、本家では六一%であるのに小作は六四%であり、分家は本家にくらべて經營耕地は大であるが、土地所有は小といふ形があらわれている。

三、(五)家族構成の補註

こゝで分類した夫婦家族には、夫婦がそろつて子女と共に暮らしているものだけでなく、一方がかけている父子母子からなる家族もいた。

(附記) 本調査は本年(昭廿二)八月十一二〇日、九月十一、二十日の二回にわたりて行つた筆者一人の調査によるものであるが、妹サダ子はよい助手の役目をひきうけてくれた。